

岩手県告示第164号

平成30年1月25日付け官報第7189号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成30年農林水産省告示第202号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
  - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 一関市東山町田河津字黒森26の42
  - (2) 所在が不明である通知の相手方 佐藤清忠
- 2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所